

別表 1 公認指導者認定講習会課程

1. インストラクター1級・2級講習会課程

		課 目	時間	内 容
1	講 義	フライングディスク・スポーツの基礎理論	2	(1)歴史 (2)公認10種目の詳細 (3)現状 (4)用具の基礎知識
2	講 義	フライングディスク・スポーツの指導普及理論	2	(1)指導法 (2)講習会運営法 (3)安全管理 (4)用具の管理・入手方法 (5)練習法
3	実 技	フライングディスク・スポーツの基礎・応用技術	3	(1)基本技術 (2)応用技術 (3)種目別練習法
4	指 導 実 習	フライングディスク・スポーツの指導技術	3	(1)指導手順 (2)実技指導実習 (3)講義実習 (4)対象に応じた指導方法

2. ディスクアドバイザー1級・2級・3級講習会課程

		課 目	時間	内 容
1	講 義	フライングディスク・スポーツの基礎知識	1	(1)歴史 (2)公認10種目の内容 (3)現状
2	実 習	フライングディスク・スポーツのルールと基本技術	2	(1)基本技術 (2)公認10種目のルールの概要

注1) これとは別に指導者認定試験をインストラクター1級・2級は約3時間、ディスクアドバイザー1級は約2時間、ディスクアドバイザー2級・3級は約1時間半行う。

注2) 次の全項を満たした場合、公認指導者認定講習会課程及び試験を免除することがある。

- a) フライングディスク・スポーツの指導を3年以上かつ十分な数の講習を経験した者。
- b) 指導員の認定を受けるのに十分な能力があると当協会が認めた者。

別表 2 公認指導者認定講習会承認の条件と開催手続き

2-1 ディスクアドバイザー1級・2級・3級認定講習会承認の条件

	主 催 者	対 象 地 域	条 件
1	本協会もしくは 本協会の都道府県協会	当該都道府県の範囲	本協会公認インストラクター1級または2級が講師及び認定員を務めること
2	上記以外	当該地域	本協会公認インストラクター1級または2級が講師及び認定員を務めること

2-2 ディスクアドバイザー1級・2級・3級認定講習会開催手続き

	主 催 者	対 象 地 域	条 件
1	本協会もしくは 本協会の都道府県協会	当該都道府県の範囲	講習会開催日1ヶ月前までに、様式1を本部に提出し、承認を得る。
2	上記以外	当該地域	講習会開催日1ヶ月前までに、様式1を本部に提出し、承認を得る。

注1) 本協会が承認したディスクアドバイザー1級・2級・3級認定講習会においては、その講習会名の前に「一般社団法人 日本フライングディスク協会」承認の旨を明示する。

別表3 認定料、更新認定料、再交付手数料

		受 験 料	新規認定料	更 新 料	再交付手数料
1	インストラクター1級	2,000円	8,000円	1,000円	2,000円
2	インストラクター2級	1,000円	4,000円	1,000円	1,000円
3	ディスクアドバイザー1級	500円	2,000円	—	500円
4	ディスクアドバイザー2級	500円	1,000円	—	500円
5	ディスクアドバイザー3級	500円	500円	—	500円

注1) ディスクアドバイザー3級認定講習会の受験料は主催者が受領する。

注2) ディスクアドバイザー3級の新規認定料は本協会が受領する。

注3) インストラクター1級・2級には指導員証の他に「ユニフォーム」が支給される。

別表4 指導者派遣に係る諸経費

		謝 金 (1人/1日)	交通費・ 宿泊費等	ディスクゴルフボール 貸出料金	アキュラシーボール 貸出料金	ディスク 貸出料金	備品 送料
1	インストラクター1級	30,000円	実 費	1台につき 3,000円/日 (送料別途)	1台につき 1,500円/日 (送料別途)	1枚につき 300円/日 (送料別途)	実費
2	インストラクター2級	20,000円					
3	ディスクアドバイザー1級	10,000円					
4	ディスクアドバイザー2級	10,000円					
5	ディスクアドバイザー3級	10,000円					

注1) 謝金等は原則として、本協会本部へ納付すること。

注2) 備品の貸出料金は実質使用日数にて算出する。(輸送期間は含まない。)

注3) 貸出した備品を破損・紛失した場合は借用者が弁償する。

別表5 指導者謝金等

		謝 金 (1人1日につき)	交通費・宿泊費等
1	インストラクター1級	9,000円	普及本部負担
2	インストラクター2級	7,000円	〃
3	ディスクアドバイザー1級	5,000円	〃
4	ディスクアドバイザー2級	5,000円	〃
5	ディスクアドバイザー3級	5,000円	〃

注1) 交通費・宿泊費については、普及委員長がその限度額をその都度決済する。

注2) 派遣された指導者はその交通費・宿泊費を自己負担した場合、その領収書を普及委員長に提出し事後清算する。